

新医療保障保険(団体型) 導入のご提案

病気(新型コロナウイルス感染症を含む)やケガによる所定の入院等※で給付金をお受け取りいただけます。

<3つのポイント> ※新型コロナウイルス感染症拡大特例対応期間中は、自宅療養も給付金が受け取れます。

✓入院給付金は日帰り入院から受け取れますので、短期入院にも備えられます！

※日帰り入院の詳細は裏面をご確認ください。

✓入院一時給付金は日帰り入院でも受け取れ、受け取った一時金の使い道は自由です！ (例) 検査費・入院前後のタクシー代 (お受け取り事例は、以下をご覧ください。)

✓手術給付金は公的医療保険に連動し、(1,000種類以上の手術が対象) 分かりやすい給付内容です！

※一部支払対象外となる手術もあります。詳細は裏面をご確認ください。

<お受け取り事例> 入院給付金日額5,000円に加入の場合 (入院一時給付金あり)

日帰り入院で【内視鏡的大腸ポリープ切除術】を受けたよ。

合計13万円

入院給付金	5千円【5,000円×1日】
入院一時給付金	2.5万円【5,000円×5倍】
手術給付金	入院中の手術 → 10万円【5,000円×20倍】



作業中に落下してしまい粉砕骨折で4日間入院し、プレートを入れたよ。
【観血的整復固定術】

合計14.5万円

入院給付金	2万円【5,000円×4日】
入院一時給付金	2.5万円【5,000円×5倍】
手術給付金	入院中の手術 → 10万円【5,000円×20倍】



中耳炎にかかり、病院で耳の鼓膜を切開してもらったわ。【鼓膜切開術】

合計2.5万円

手術給付金	外来での手術 → 2.5万円【5,000円×5倍】
-------	---------------------------



※「入院中の手術」「外来での手術」については、裏面をご確認ください。

<掛金表(男女共通)> (抜粋)

単位:円

入院給付金日額		2,000円	3,000円	4,000円	5,000円
15-19歳	2002/12/02~2007/12/01生	300	450	600	750
20-24歳	1997/12/02~2002/12/01生	400	550	750	900
25-29歳	1992/12/02~1997/12/01生	500	700	950	1,200
30-34歳	1987/12/02~1992/12/01生	550	850	1,100	1,400
35-39歳	1982/12/02~1987/12/01生	600	900	1,200	1,500
40-44歳	1977/12/02~1982/12/01生	650	950	1,250	1,550
45-49歳	1972/12/02~1977/12/01生	750	1,100	1,450	1,800
50-54歳	1967/12/02~1972/12/01生	950	1,400	1,850	2,300
55-59歳	1962/12/02~1967/12/01生	1,300	1,900	2,550	3,150
60-64歳	1957/12/02~1962/12/01生	1,750	2,650	3,500	4,400
65-69歳	1952/12/02~1957/12/01生	2,400	3,600	4,800	6,000
70歳	1951/12/02~1952/12/01生	2,950	4,400	5,850	7,300
71歳	1950/12/02~1951/12/01生	3,100	4,650	6,200	7,750
72歳	1949/12/02~1950/12/01生	3,300	4,950	6,600	8,250
73歳	1948/12/02~1949/12/01生	3,550	5,300	7,050	8,800
74歳	1947/12/02~1948/12/01生	3,750	5,650	7,500	9,400
75歳	1946/12/02~1947/12/01生	4,000	6,000	7,950	9,950

【ご注意】記載の掛金は被保険者1人あたりの概算掛金(月額)です。(入院一時給付金あり)

- ※ 記載の年齢は保険年齢です。保険年齢はご契約日時点の満年齢で計算し、1年未満の端数は6か月以下を切り捨て、6か月超を切り上げます。
- ※ 掛金は、2021年月8時点の保険料率にもとづいて、制度運営費を上乗せし、計算したものです。今後、制度運営費・保険料率の見直しなどにより変更となる場合があります。
- ※ 被保険者数150名以上~299名以下の場合は掛金を記載しています。加入者数が増えると、掛金は下がります。

<保障内容>

お支払いする給付金	お支払いするとき	入院給付金日額5,000円の場合の支払額
入院給付金	病気やケガの治療のために「1日以上入院(※1)」をしたとき	5,000円×入院日数 【入院給付金日額×入院日数】 【1回の限度：120日、通算限度：1,095日】
入院一時給付金	病気やケガの治療のために「1日以上入院(※1)」をしたとき	1回の入院(※2)につき 2.5万円 【入院給付金日額の5倍】 【支払回数限度30回】(※3)
手術給付金	病気やケガの治療のために次のいずれかの手術を受けたとき ●公的医療保険の手術料の算定対象となる手術(一部の手術を除く)(※4) ●先進医療に該当する手術(※5)	入院中の手術(※6) 10万円 【入院給付金日額の20倍】
		外来での手術(※7) 2.5万円 【入院給付金日額の5倍】
放射線治療給付金	病気やケガの治療のために次のいずれかの放射線治療を受けたとき(※8) ●公的医療保険の放射線治療料の算定対象となる放射線治療 ●先進医療に該当する放射線照射または温熱療法(※5)	5万円 【入院給付金日額の10倍】 【お支払いは60日間について1回】
骨髄ドナー給付金	責任開始の日から1年経過した日以後に骨髄ドナー(提供者)として骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けたとき	10万円 【入院給付金日額の20倍】 【支払回数限度1回】

各給付金のお支払いの対象とならない場合やお支払いの通算日数などに制限がある場合があります。詳細はパンフレットでご確認ください。
 (※1)「1日以上入院」には「日帰り入院」を含みます。「日帰り入院」とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことです。支払対象となる「入院」に該当するかどうかは、入院基本料の支払いの有無等を参考に第一生命が判断します。(たとえば、医療機関の領収書等で確認します)。

(※2) 1回の入院

・入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合、入院給付金が支払われる最終の入院の退院日の翌日から数えて120日以内に開始した入院は、それらの入院が同一の原因によるものであるか否かにかかわらず、「1回の入院」とみなし、各入院の日数を合算して支払限度(120日)を適用します。たとえば、それぞれの入院の原因が病気とケガであった場合でも「1回の入院」とみなします。

・2回以上の入院が「1回の入院」とみなされる場合は、入院一時給付金のお支払いは1回限りとなります。

(※3) 入院一時給付金を支払う回数の限度は、30回です。

(※4) 創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的整復術・非観血的整復固定術および非観血的授動術・涙点プラグ挿入術・鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術・抜歯手術・歯科医師のみが行うことができる手術を除きます。

(※5) 支払対象となる先進医療は、手術または放射線治療を受けた時点において所定の要件を満たすものに限り、医療行為・症状・医療機関等によっては、給付金をお支払いできないことがあります。お支払いの対象となる先進医療の最新の内容は、第一生命ホームページの先進医療情報ステーションをご覧ください。

(※6)「入院給付金が支払われる入院中」に受けた手術のことです(「1回の入院」または通算の支払限度を超えて入院したことにより、入院給付金が支払われない入院中に受けたものも含みます)。

(※7)「入院中の手術」に該当しない手術のことです。なお、手術後に休憩室・回復室・診察ベッド等で安静を取ったとしても、「外来扱」の場合は、入院給付金が支払われる入院に該当しないため、手術給付金は入院給付金日額の5倍となります。

(※8) 血液照射は、放射線治療給付金をお支払いできません。

■この資料は2021年8月時点の新医療保障保険(団体型)の概要を記載したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。お申込みにあたっては、所定のパンフレット(「契約概要」、「注意喚起情報」)を必ずお読みください。」

■生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約(更新)にあたってお約束した給付金額が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、給付金額が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。(問い合わせ先)生命保険契約者保護機構

T E L 03-3286-2820 受付時間 月～金曜日9:00～12:00、13:00～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

■法令などの改正または医療技術の変化が、手術給付金、放射線治療給付金または骨髄ドナー給付金のお支払事由に関する規定に影響を及ぼすと当社が認めるときは、主務官庁の認可を得て、この保険契約の保険料および給付金額を変更することなくお支払事由に関する規定を変更することがあります。この場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をお知らせします。

■第一生命の社員がお客さまから現金をお預かりすることや、第一生命の口座以外へ振込を案内することはありません。また、暗証番号をお伺いすることはありません。(第一生命委託先代理店も同様です。)

引受保険会社
第一生命保険株式会社

〒100-8411
 東京都千代田区有楽町1-13-1
 電話 03-3216-1211(大代表)
<https://www.dai-ichi-life.co.jp/>